



厚生労働省

熊本労働局

Press Release

熊本労働局発表  
(局長 徳田 剛)  
平成29年11月15日

【照会先】  
熊本労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 高野 昌博  
室長補佐 中野 保浩  
(電話) 096-355-3202

## 熊本県特定（産業別）最低賃金の改正決定について

—平成29年12月15日発効—

熊本労働局（局長 徳田 剛）は、本日、熊本県特定（産業別）最低賃金（3件）を下記のとおり改正決定し、官報に公示しました。

同最低賃金については、本年8月7日に熊本労働局長から諮問を受けた熊本地方最低賃金審議会（会長 橋本 眞 熊本大学大学院教授）が、審議を重ね答申を行っていたものです。同労働局は、答申内容の公示等所要の手続きを経て改正決定に係る官報公示を行ったものです。

改正された熊本県特定（産業別）最低賃金は以下のとおりです。

**「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」**

時間額 782円（現行759円）

**「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」**

時間額 832円（現行808円）

**「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」**

時間額 740円（現行712円）

これらの熊本県特定（産業別）最低賃金は、いずれも平成29年12月15日に発効し、対象産業で働く労働者（適用除外を除く）に適用されます。